

弁護士任官(非常勤)Q&A



JFBA 日本弁護士連合会

Q1 非常勤裁判官とは、何ですか

非常勤裁判官は、弁護士が弁護士としての身分をもったまま、民事調停又は家事調停に関し、裁判官と同等の権限をもって調停手続を主宰します。正式には、民事調停官（民事調停法23条の2）、家事調停官（家事審判法26条の2）とありますが、あわせて非常勤裁判官という通称で呼ばれています。

Q2 制度の目的は何ですか？

2002年の司法制度改革審議会の「意見書」が、「裁判官の給源の多様化、多元化」を求め、また「国民にとってより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法とするため、…実効的な事件の解決を可能とする制度を構築する」としたことを受け、最高裁と日弁連は、2002年8月に非常勤制度の創設を合意しました。その目的は、①弁護士から常勤裁判官への任官を促進するための環境整備と、②調停手続をより一層充実・活性化することです。

Q3 非常勤裁判官の職務内容は、どのようなものですか？

非常勤裁判官は、担当の調停事件に立ち会って、調停の成立に努めます。多種多様な調停事件を担当しますが、弁護士としての知識・経験をいかすことができるような事件、一般的に言えば、複雑で法的な問題点が多い事件を中心に担当することとなります。

Q4 非常勤裁判官には、どのような権限があるのでしょうか？

非常勤裁判官は、調停主任又は家事審判官たる裁判官と同等の権限が与えられています。

具体的には、民事調停官の場合、調停委員会による又は単独で調停手続を主宰すること、民事調停法第17条所定の調停に代わる決定を行うことなどです。家事調停官の場合は、調停委員会による又は単独で調停手続を主宰すること、家事審判法第23条所定の合意に相当する審判を行うこと、同法第24条所定の調停に代わる審判を行うことなどです。

Q5 非常勤裁判官の勤務条件はどうなっていますか？

非常勤裁判官は、勤務先の裁判所と協議して、毎週1回、丸1日勤務する曜日を選択し、原則として特定の曜日に、終日（午前9時30分頃から午後5時頃まで）勤務します（裁判所によっては偶数の週と奇数の週で勤務する曜日を変えることができますので、裁判所に御相談ください。）。それ以外の曜日は、当然、弁護士としての仕事をしています。

Q6 非常勤裁判官の待遇は？

手当は、1執務日あたり31,500円（2011年4月1日現在）で、非常勤の公務員としては最高クラスですが、残業手当などはありません。交通費は、非常勤裁判官として勤務する裁判所から、住居又は日常的に弁護士として勤務している場所のうち、近い場所までの間の旅費が支給されます。

補足：民事調停官又は家事調停官に支給される旅費の金額は、「民事調停官及び家事調停官規則」第5条2項により、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」の規定に基づいて受ける旅費の金額と同一とされており、特急料金の支給についても、この法律において定められています。具体的には、特急の片道の利用区間が100キロメートル以上の場合に支給されます（同法16条2項1号）。

Q7 非常勤裁判官には、どういうやり甲斐がありますか？

非常勤裁判官を経験された会員の方々から、「普段の弁護士としての仕事とは異なり、両方の当事者から話を聞くことによって、事案の真相に迫ることができるという点に魅力を感じた」、「最初はとても調停成立は難しいと思われたような事件でも、両当事者の言い分をじっくりと聞き、2人の調停委員と知恵を出し合い、“Win-Win”の解決をすることができたときに醍醐味を感じた」、「常勤の裁判官や、書記官、調査官など裁判所職員の方々と親しく交流ができ、裁判所のことが良くわかるようになった」、「間違いなく弁護士としてのスキルアップにもつながる」といった感想が数多く寄せられています。

毎年11～12月に日弁連で開催される「非常勤裁判官連絡協議会」や、全国各地の弁護士会連合会単位で持ち回り開催されている「弁護士任官推進ブロック大会」、あるいは各単位会レベルで開催される弁護士任官推進の行事に参加され、先輩調停官の体験談を直接聞いていただくことをお勧めします。

Q8 非常勤裁判官の採用条件は何ですか？

採用条件は3つです。

- ① 週1回、丸1日勤務できること。
- ② 弁護士経験5年以上であること。
- ③ 年齢の上限は55歳前であることが望ましいとされています。

（通常任官する場合、一定期間勤務できることへの考慮からです。詳細は日弁連まで御相談ください）。

常勤裁判官への任官意思の要否については、Q10を参照してください。

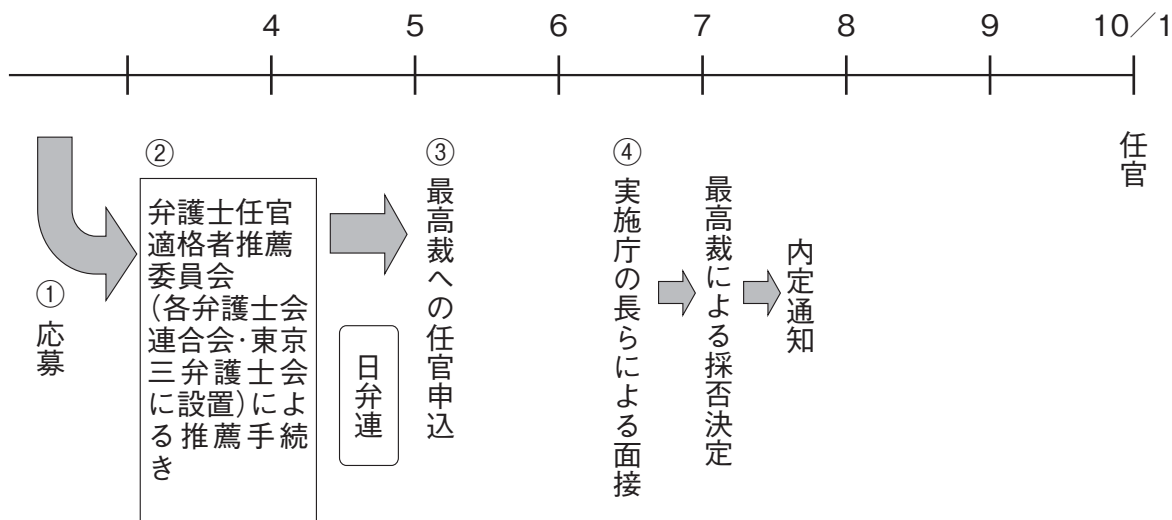
任期は2年で、再任可能です。

Q9 非常勤裁判官に応募するための手続は？

非常勤裁判官は毎年10月1日に採用されます。手続の流れは、図1のとおりで、応募自体は随時可能ですが、多くの弁護士会あるいは弁護士会連合会は、前年度の10月頃から当年の1月頃にかけて募集しています。応募者は各弁護士会連合会の推薦委員会（名称の異なるところもあります）による審査を受けることの承諾書を委員会あてに提出し、同委員会及び弁護士会連合会の推薦の議決を経て、当年の4月下旬頃までに日弁連を通じて最高裁に申込みをすることになります。その後は、6月中に各実施庁の長（地裁所長・家裁所長）との面接が行われ、その結果に基づき最高裁が採否を決定し、例年7月中旬頃に内定通知が発送されます。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審査はありません。

図1 非常勤裁判官の任官までの流れ



Q10 非常勤裁判官の選考に当たって、どのような点が考慮されるのでしょうか？

裁判官と同等の立場で調停を主宰する職務を遂行し得る資質・能力などが必要とされています。具体的には、法律家としての能力、識見（事実認定能力、事件処理に必要な理論上及び実務上の専門的知識能力、幅広い教養に支えられた視野の広さなど）、人物・性格（廉直さ、公正さ、寛容さ、決断力、協調性、基本的人権と正義を尊重する心情など）を「応募者のための調査質問票（自己評価票）兼回答書」や面談などを通じて評価・選考されることとなります。

また、将来における通常任官の意思（必ずしも確定的なものであることは要しないとされていますが、全く常勤裁判官として任官する意思がない場合には難しいとされているようです。）の有無も考慮事項とされています。

なお、選考に当たって、司法研修所の成績自体を独立して問題にされることはありません。

Q11 非常勤裁判官は、何名いますか？

現在、非常勤裁判官制度が実施されている裁判所は、2地裁、16簡裁及び12家裁です。

これまでに合計286名が任官しており、2010年12月1日現在、全国で114名の非常勤裁判官が執務しています。

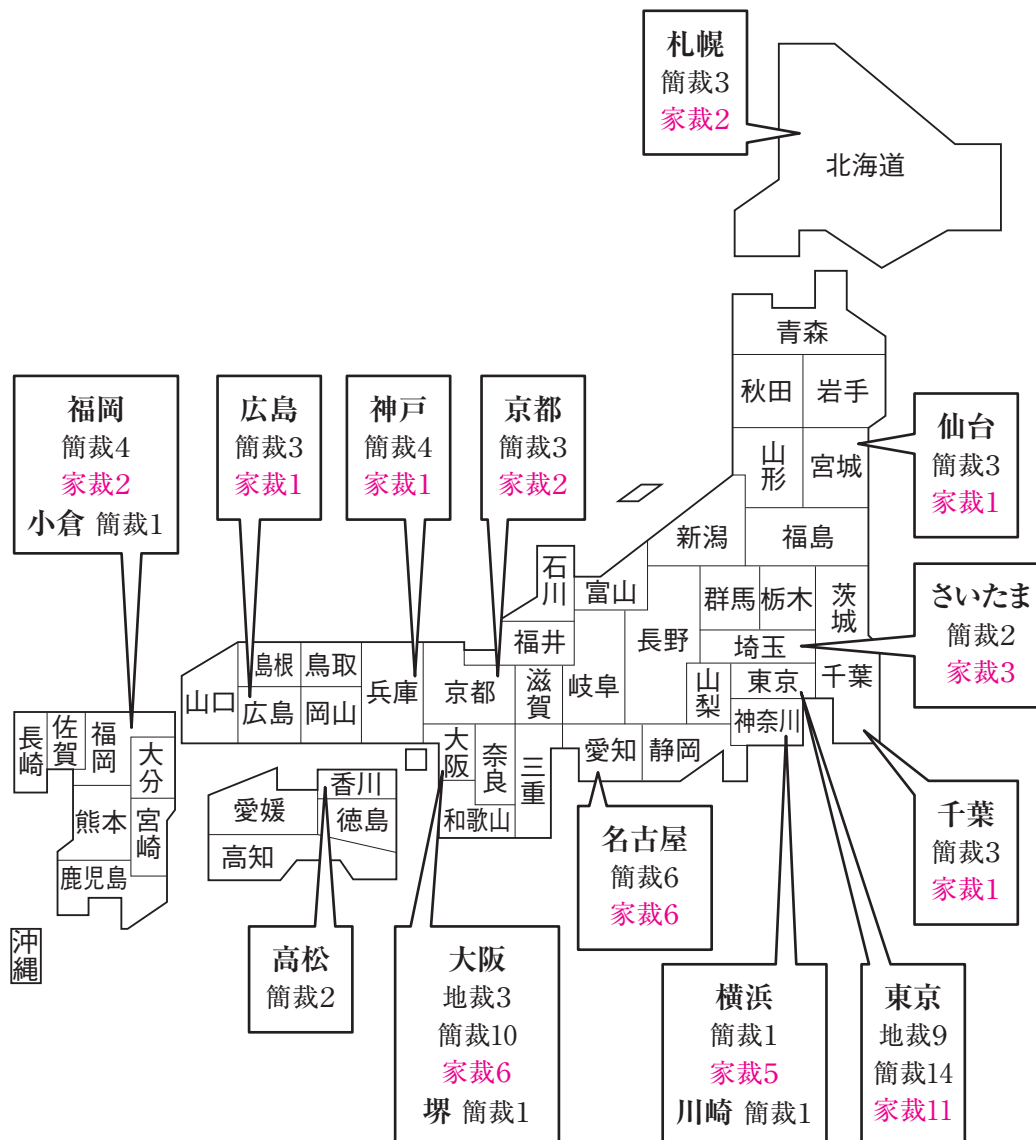
Q12 非常勤裁判官の中から常勤の裁判官に任官された方は、何名ですか？

非常勤裁判官の制度が開始された第1期（2004年1月1日～）から第8期（2010年10月1日～）までの非常勤裁判官の中から、合計10名の方が常勤の裁判官に任官されました（2010年12月末現在）。とりわけ、2009年4月1日付で常勤任官された6名のうち、4名が、非常勤裁判官（民事調停官）の経験者でした。

今後とも、2年間（再任の場合は4年間）の民事・家事調停官の経験を踏まえて常勤裁判官に応募される方が続くことが大いに期待されています。

図2 非常勤裁判官の実施庁

（数値は、2010年12月1日現在の非常勤裁判官数）



調停官やろうよ 福谷朋子（愛知県弁護士会 50期）

平成20年10月から、名古屋家庭裁判所において家事調停官として執務させて頂いております。

夫婦や親子など最も近い間柄の紛争であること、人生の岐路に立って調停に臨まれる方がほとんどであることから、家事調停においては、他人間では出てこないような非難や罵倒、感情の爆発等も多数見られます。このことは当事者の代理人として調停に関わる際にも承知していたつもりでしたが、調停官として調停に携わるようになった当初は、双方の当事者の怒りや不安等の「ナマ」の感情を、中立的に受け止めなければならないことに戸惑いました。「調停を主催する裁判所の人」として当事者に接することの重みや大変さを毎回実感し、「2年間無事にやっていけるのだろうか」と不安になったこともあります。

しかし、悩んだときには、裁判官室に戻って相談することができます。机を並べる裁判官たちはごく自然に同僚として接して下さり、わからない点や悩みがあると一緒になって調べたり考えたりして下さいます。心理面・精神面で聞きたいことがあれば調査官や医務室の技官等の専門家に相談することも可能です。手続面では書記官が文献を調べつつ調査してくれます。このような周囲のサポートのおかげで、2年を経た現在では、書記官、調査官、調停委員、そして調停官のそれぞれが役割を分担し「チーム」として事件にあたる「調停委員会」に、同じ立場の弁護士達がひとつの目標に向かって活動する「弁護士団」とはまた違った魅力を感じ、毎週楽しく執務できるようになりました。日頃慌ただしく時間に追われている私にとって、最近では、電話の鳴らない裁判官室でじっくり記録を検討できる週1回の執務日は、ある意味「癒しの日」と言っても過言ではありません。

一方当事者の代理人としてではなく、中立的な立場で事件に携わってみたいという方は、是非一度調停官を体験してみてください。

「調停官をして思ったこと」 中嶋 展也（兵庫県弁護士会 48期）

私は、平成18年10月から同22年9月まで神戸簡易裁判所において民事調停官として勤務しました。

勤務日は週1回、私の場合は毎週金曜日と固定されその日は、9時半から5時まで勤務しましたが、調停官の勤務日は弁論や公判などの期日を入れられない、急な電話対応ができない、というような不便を除けば、本来の職務に支障がでる、ということは、ほとんどありませんでした。

私の場合、特に積極的に調停官になろう、なってみよう、と思っていたわけではありません。もちろん調停委員の経験もなく、調停というものに対し、単に、訴訟の補充的作用を持つという程度の認識しかありませんでした。しかし、調停官として、実

際にこの、調停という「作業」に深く携わってみて、調停制度の持つ意義や役割、紛争解決機能の絶大さや時間的・費用的効率性を再認識することとなりました。訴訟のように白黒をつける、証拠の優位で勝ち負けを決める、というのではなく、紛争の原因や背景事情にまで遡って、そこから、まるでもつれた糸をほぐすかのように、調停委員の先生や当事者らと協力して、解決策や妥協案を見つけ出そうとする作業は、訴訟とは違った意味で困難ではあるけれども、これこそ理にかなった、まさに紛争解決の真髄ではないか、と思うようになりました。

以来、そういう調停制度に、弁護士が積極的に参加することは、非常に意義深いと考えるようになりましたので、是非、多くの方々に、調停官を経験していただきたいと願っています。それが、当事者にとっても、裁判所にとっても有益であることはもちろんですが、なにより、そこに調停官として参加した弁護士自身に、かけがえのない知識や経験をもたらしてくれるものと確信しているからです。

■お問い合わせ先

日本弁護士連合会 法制部法制第一課
電話 03-3580-9978
相談窓口アドレス ninkan@nichibenren.or.jp

※参考資料

採用申込みに必要な書類

- ①非常勤裁判官採用申込書
- ②履歴書
- ③写真（手札版）
- ④非常勤裁判官のための調査質問票兼回答書

その他弁護士会によって他の書類が必要となる場合があります。

民 事 調 停 官 採 用 選 考 申 込 書
家 事

ふりがな 氏名	(期)	性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	旧姓 (名)	
			年 月 日	改姓 (名)
現住所 〒		生年月日		
		年 月 日		
電話番号 ()				
法律事務所の名称				
所在地 〒				
電話番号 ()				
国家公務員法第38条の各号に該当する事項の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
司法試験第2次試験合格年月日 年 月 日				
申込みの動機 (調停官の職務に対する考え方, 裁判官への任官の意思など)				
自己紹介 (自覚している性格, 長所など)				
得意とする法分野, 担当した主な事件, 著書, 論文				

健康状態		現在の病気，既往症及び障害の詳細			
現在の病気の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 既往症の有無 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない 身体障害 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない					
家 族 状 況	氏名	年齢・続柄	職業（勤務先，在学校，学年）	同居・別居	健康状態
希望官職，希望任地及びその理由 <input type="checkbox"/> 民事調停官 <input type="checkbox"/> 家事調停官					
備考					
以上のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 氏名（自署） 印 </div>					

（記入上の注意）

- 1 黒インクで丁寧に記入する。
- 2 該当する□に「レ」を記入する。
- 3 各欄の記入枠が足りないときは，備考欄を使用する。

弁護士任官(非常勤)Q&A

2011年1月発行

日本弁護士連合会

東京都千代田区霞が関 1-1-3

電話 03-3580-9841

(印刷 星野精版印刷株式会社)

